

様式第 2 号(第 6 条関係)

補助金返還についての誓約書

神河町若者世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、遅滞なく全額を返還します。

下記のいずれかに該当するときは、補助金返還又は取消しの対象となります。

1. 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
2. リフォーム工事完了後、住宅等に若者世帯が入居しない時。
3. 婚姻予定者が、リフォーム工事完了後 6 か月以内に婚姻しないとき。
4. 補助金の交付を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に交付対象であるリフォーム工事完了後の住宅等の取壊し、貸与、売渡しその他理由により若者世帯が居住しなくなったとき。
5. 補助金の交付を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に交付対象であるリフォーム工事完了後の住宅等を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。

年 月 日

神河町長 様

(申請者)

住所

氏名

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

(連帯保証人)

住所

氏名

Ⓜ (実印)

連帯保証人の極度額については 90 万円とする。